

福井市安居地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は安居地区社会福祉協議会と称する
- 第2条 本会の事務所を安居公民館内に置く

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は地区内の住民がすべて健康で、文化的な楽しい生活を営む事が出来るように地区内の住民が協力して、地区全体の福祉を増進し、明るく豊かな地域づくりに貢献する事を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画を立てる
 2. 住民の福祉増進を目的とする各種団体が行う事業の連絡調整、及び活動の助成を行う
 3. 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみの福祉活動が行われるよう、努める
 4. その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

- 第5条 本会は安居地区内に居住する住民の世帯主をもって組織する。
- 第6条 本会は事業運営のために委員会または部会を置く事ができる。

第4章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 1 名
理 事 若干名
監 事 2 名
庶務・会計 2 名

- 第8条 会長は役員会において選出し、総会で承認を得る

- 第9条 副会長は理事の中から互選し、会長が委嘱する

- 第10条 理事は次の委員で構成する

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 民生児童委員 | 8.子ども会育成会会長 |
| 2. 西安居自治連合副会長 | 9.西安居駐在署員 |
| 3. 福祉委員代表 | 10.安居公民館運営審議委員 |
| 4. 安居小学校長 | 11.保健衛生推進員会長 |
| 5. 安居中学校 PTA 会長 | 12.高齢者代表 |
| 6. 安居福祉会 高雄苑 苑長 | 13.婦人会代表 |
| 7. 安居公民館長 | |

- 第11条 監事は民生児童委員及び自治連合会の代表が当たる。
- 第12条 庶務、会計は会長が委嘱する。
- 第13条 役員の業務を次のように定める。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある際はその職務を代行する。
 3. 理事は本会の重要事項を審議する。
 4. 監事は本会の会計を監査する。
 5. 庶務、会計は会長の命を受け、庶務及び会計の事務を処理する。
- 第14条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。
補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員は任期終了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第15条 本会は顧問を置く事ができる。顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。
顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べる事ができる。

第5章 代 議 員

- 第16条 本会に代議員を置く。
代議員は各自治会長及び社会福祉に関係あると認められる団体の長または代表
若しくは社会福祉関係者に会長が委嘱する。
代議員は社会福祉活動推進に協力する。
- 第17条 代議員の任期は役員の任期に関する規定を適用する。
団体その他の代表者、または公務である故を持って、代議員または役員になった者の
任期はその在任期間とする。

第6章 会 議

- 第18条 会議は総会、臨時総会、役員会の3種とする。
会議は会長が招集し、その議長となる
- 第19条 総会は年1回開催する。役員会は必要に応じて臨時開催する。
総会においては次の事項を審議する。
1. 事業報告及び収支決算報告に関する事項
 2. 事業計画（案）及び収支予算（案）に関する事項
 3. 会長選出の承認
 4. 規約の変更に関する事項
 5. その他重要事項
- 第20条 役員会において審議する事項は、次の通りとする。
1. 総会に付随する事項
 2. 会長の選出
 3. その他必要と認める事項

第6章 会 計

第21条 本会の会計は会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は昭和55年8月19日より施行する

この規約は平成12年4月22日一部改正する

この規約は平成13年4月21日一部改正する

この規約は平成14年4月20日一部改正する

この規約は平成28年4月26日一部改正する